

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省老健局老人保健課）

項目名	介護情報基盤整備についての国民健康保険団体連合会への委託規定の整備に伴う税制上の所要の措置							
税目	印紙税							
要望の内容	<p>印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条及び別表第三の規定により、国民健康保険団体連合会が作成する「国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」は印紙税の課税対象外となっている。</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）において、市町村から国民健康保険団体連合会に介護情報基盤の整備に係る事務を委託できることとしており、当該事務に係る契約文書についても、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第85条の3第3項の業務に関する文書に該当するものとして、印紙税の課税対象外とすることについて要望する。</p>							
	<p>＜関係条文＞</p> <p>印紙税法（昭和42年法律第23号）（抄）</p> <p>（非課税文書）</p> <p>第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。</p> <p>（略）</p> <p>三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの。</p>							
	<p>別表第三</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書</td> <td style="width: 50%;">国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会</td> </tr> </table>			国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会			
	国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会						
	<p>○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）</p> <p>（業務）</p> <p>第八十五条の三 （略）</p> <p>3 連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。</p>							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 40%;">▲0.7 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲0.7 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲0.7 百万円							
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）							
（改正増減収額）	（－ 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>介護情報の基盤整備は、介護事業者・医療機関が、本人の同意の下、介護情報を適切に活用することで、利用者に対して提供する介護・医療サービスの質が向上し、国民の保健医療の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>市町村が国民健康保険団体連合会に対して新規に介護情報基盤の整備に係る業務（以下「新規業務」という。）を委託する上で、新規業務に関する契約文書に係る印紙税の取扱いについて、国民健康保険団体連合会の現行の業務に係る印紙税の取扱いとの整合性を確保する必要があるため。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			—
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況			—
有効性		要望の措置の適用見込み	約 1741 件（各市町村が国民健康保険団体連合会との間で行う契約の件数）
		要望の措置の効果見込	介護情報基盤に関する国民健康保険団体連合会への委託に係る契約文書の印紙税を非課税とすることを通じて、介護サービス基盤の整備に資することが期待される。

	み(手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>新規業務に係る文書について、印紙税の課税対象とすべきか否かは、現行の業務の扱いとの整合性を確保する必要がある。</p> <p>現行の業務のうち、国民健康保険法第113条の3第1項の規定に基づき市町村等から委託を受けて国民健康保険団体連合会が実施する、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等を提供する事務については、国民健康保険の健全な運営を確保するために継続的に遂行される事務であり、印紙税法別表第三の「国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」に該当し、非課税となっている。</p> <p>当該事務は顕名の医療情報を利活用できる情報基盤の整備に係るものであり、新規業務と類似性が高いため、新規業務についても同様に非課税対象とすることが妥当。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---